

○笠井委員

日本共産党の笠井亮です。本日の案件である三条約の締結については賛成であります。

国際熱帯木材協定の関連で、持続可能な開発の前提となる地球環境面の問題から一問、ハイリゲンダムで開かれた主要八カ国首脳会議でテーマになった地球温暖化対策について、麻生大臣に質問をしておきたいと思います。

今回のサミット宣言で、二〇一三年以降のポスト京都議定書の温室効果ガス削減に向けて、米国を含む主要排出国が国連の議論で〇九年までに合意を目指すことで一致したことは、私、一つの前進として評価をしたいと思います。

その上で、米国が数値目標を拒否したために、二〇五〇年までの温室効果ガス半減について、真剣に検討するというにとどまって、いつから半減するのかという基準年も明記されなかったわけで、これは実効性の点で大きな課題を残したと言わなければいけないと思います。

大臣は、来年の洞爺湖サミットに向けて、そういう中で日本政府としてどのような取り組みが必要だとお考えでしょうか。伺いたいと思います。

◆麻生国務大臣

笠井先生おっしゃるように、これは一歩前進であることは間違いないと思っております。

私がこの中で一歩前進だと思っておりますのは、このサミットが終わった後の記者会見というのが、CNN、BBC、いろいろやっていましたけれども、この中で入れられた言葉で、我々は、二〇五〇年までに地球規模での排出を少なくとも半減させることを含む、EU、カナダ及び日本による決定を真剣に検討するというところに、日本とEUとカナダの名前が載ったことです。

これによって、EUの国々の代表、すなわち総理とか大統領とか、またカナダ、それぞれ、これはおれたちがやったとって、みんな記者発表を自分でやったわけです。だから、あれを見ながら、もとは日本なんじゃないかと我々は正直思いましたよ。しかし、みんなにおれの案だと思わせたところが、みそです。私は、最大の成果は、ここが一番大きかったと思っております。自分たちでやったと本当に思っていますから。だから、ではやってもらおうという話が言いやすくなったのが一点です。

それから、アメリカにつきましては、これはかなり時間がかかりました。昨年から取りかかっておりますので、もう一年弱かかったんだと思いますが、この案に主要排出国であるアメリカ、インド、カナダというところを入れてこさせるための枠組みというのが問題で、もともと、乗ってこなければこれはなくなりますので、G8では結論、何にもできなかったという結果であります。

とにかくアメリカだけは入れなければいかぬというのが我々の最大の眼目でしたので、アメリカが乗ってくれるところに関しては、数字は一つでも入れたら絶対だめというのを、とにかく、五〇、五〇というんですけれども、二〇五〇年に五〇%。ではいつから五〇%だ、今からか、一九九〇年か、二〇〇〇年からかとか、いろいろ言い方がありますので、そこらのところも、入れた途端に、これはまたEUの中でごちゃごちゃになりますので、とにかく大枠だけまずはつくって入れて、それから少しずつ少しずつ現実的な話をしていこうという形にした、これが二つ目の成果だったと思っております。

最後に、日本としてやった案というのは、これはもう笠井先生御存じのように、EUの案というのは、おれがこのやり方をするからおまえら皆ついてこいというのがやり方ですけれども、日本の場合は、いや、そんなこと言ったって、貧しい国々で今から電気を起こしてなんというところは、一番効率の悪い火力発電所なんかつくられたらたまらないから、とにかく、おまえ、技術も教える何も教えるから、その機械じゃなくてこっちの機械の方、物すごくCO2の排出が少ないものを買え、こっちを使え、技術がない、おれたちが教えるというようなやり方をしないと実効性が上がりませんからというのが、日本案。したがって、これに低開発国、発展途上国が乗ってきたところなんだと思います。実にいろいろなものを今から一年かかってやっていかなければいかぬところだと思っておりますけれども、少なくともやっと一歩踏み出せたということが今回の最大の成果だったと私どもとしては思っております。

これからの話は、もう御指摘のとおり、全部言われたとおり、今からの問題というのはいっぱいございます。

○笠井委員

来年のサミットに向けて、そして京都議定書の議長国でもあるわけで、その日本の役割はとりわけ大きい。そして、アメリカの関係、言われましたが、やはりアメリカに対してきちっと日本が物を言っていく、そして全体合意するような形でやるというのが大事だと思っております。

本日は、残された時間について、前回の委員会で照屋委員が取り上げた、沖縄県の与那国の港への米軍艦船寄港の問題に関連して、米軍艦船の民間港湾の利用について質問をしたいと思っております。

今回、在日米軍が五日の日に、海上保安庁を通じて、掃海艦二隻が沖縄県の与那国の港に寄港することを正式に通告してきたわけでありまして。地位協定の五条に基づくもので、目的は友好親善、そして休養ということでありまして。

与那国への入港計画は復帰後初めてであります。沖縄は米軍基地があるがゆえに多くの苦難を強いられている上に、米軍基地のない離島のどこにでも地位協定を盾に寄港ができるなどというのは、私は、全島を基地化する道であって、負担軽減への逆行だというふうに思います。

今日、米軍艦船の民間港への寄港は与那国だけの問題ではありません。

そこで、改めて外務省に確認しますが、最近の五年間、二〇〇二年から二〇〇七年、今日時点ですが、米軍艦船が入港した民間港湾の港湾数と寄港回数、寄港艦の隻数を各年ごとに端的に報告をお願いしたいと思います。

◆西宮政府参考人

お答え申し上げます。

二〇〇二年、平成十四年でございますが、寄港先港湾数九カ所、寄港回数十一回、延べ隻数十四隻。二〇〇三年、平成十五年、港湾数十二カ所、寄港回数十六回、延べ隻数十八隻。二〇〇四年、平成十六年でございますが、港湾数十三カ所、寄港回数十四回、延べ隻数十八隻。二〇〇五年、平成十七年、港湾数十三カ所、寄港回数十六回、延べ隻数十七隻。二〇〇六年、平成十八年、港湾数十九カ所、寄港回数二十五回、延べ隻数二十八隻。二〇〇七年、平成十九年、本年でございますが、五月末時点で港湾数十三カ所、寄港回数十三回、延べ隻数十四隻というふうになっております。

○笠井委員

九十五回、延べ百九隻ということになりますし、今数字ありましたけれども、二〇〇二年から二〇〇五年まで、年間十カ所前後、それから十回から十五回、十数隻の範囲だったわけですが、これが二〇〇六年には、ほぼ倍の十九港湾、二十五回、三十隻近くに急上昇して、ことしもまだ半分ですけどもハイペースになっている。いずれも友好親善、休養などが目的とされていると思っております。

しかも、五年間に寄港した港湾を見てみますと、回数が多いところもありますが、これまで寄港が一度もなかった港湾がある。与那国には復帰後初めて入ろうという計画でありますけれども、本土でも、この五年間のうち一回だけ入ったというところが、石狩湾の新港、青森、北金ヶ沢、秋田、酒田、宿毛湾ということで数えることができると思っております。

これらのうち、米軍艦船がこれまで来なかった、史上初めて寄港したという港湾、その名前だけを端的に言ってください。

◆西宮政府参考人

御指摘の米艦船の寄港については我々も承知しておりますが、これらの港におけるさらなる過去の米艦船の寄港実績があったか否かにつきましては、外務省においては平成十三年以前の入港に関する資料がございませんで、確たることは申し上げられませんが、御指摘の寄港実績のうち、平成十七年の酒田港、平成十八年の宿毛湾港、そして、ことし二月の石狩湾新港に寄港した米艦船は初めての寄港であったという報道がなされておるものと承知しております。

○笠井委員

資料まで消さないでほしいんですけども。二〇〇五年を境に、二〇〇六年、七年にかけて、港湾数も寄港回数も倍近くにふえた上に、今ありましたが、これまで入港していなかったような民間港にも入り始めている。石狩湾新港、酒田、宿毛湾ということだと思んですが、まさに二〇〇五年十月の2プラス2というのがありました。そこでは「日米同盟 未来のための変革と再編」の合意があったわけで

すが、それが画期となっているというふうはこの数字上見ることができると思うんです。

あの合意では、二国間の安全保障、防衛協力の拡大ということで、「港湾・空港、道路、水域・空域及び周波数帯の使用」ということも具体例として掲げられております。さらに「計画検討作業の進展」の項では、一九九七年の日米防衛協力のための指針で確認された共同作戦計画及び相互協力計画の検討を進めることの重要性を確認した上で、具体性の追加、関係当局及び地方当局との緊密な調整、一般及び自衛隊の飛行場及び港湾の詳細な調査等を通じて、検討作業を拡大することを合意しております。

この合意以降の米軍艦船の民間港への寄港の拡大というのは、こうした2プラス2の合意事項の具体化として行われているということじゃないんでしょうか。いかがですか。

◆岩屋副大臣

先生の問題意識はお話を聞いていて理解をいたしましたけれども、米軍は、あくまでも日米安保の目的達成のために、そのときの我が国を取り巻く安全保障環境を踏まえつつ、我が国周辺で艦船の運用を行っているわけでございまして、このたびのような寄港も、あくまでも補給、乗組員の休養、友好親善の目的のためと私どもは理解をしております。

先生おっしゃる2プラス2に基づく一般及び自衛隊の飛行場及び港湾の詳細な調査を実施するというのは、また別の作業でございまして、このたびの寄港が計画検討作業にかかわるものという御指摘は当たらないということでございます。

○笠井委員

また別の作業というふうに言われましたが、日米の共同作戦計画については、昨年十一月にその検討を行う関係省庁局長等会議が官邸で開かれて、十二月には日米の制服組による共同計画検討委員会、BPCも四年ぶりに開かれている。ことしの秋までにその改定作業を完了させる予定だともされておりますけれども、では、これらの中で、2プラス2の合意で確認された一般及び自衛隊の飛行場及び港湾の詳細な調査というのは、別な方法で、別な形と言われましたが、どんな方法でやっているんですか。

◆西宮政府参考人

計画検討作業におきます空港、港湾調査の具体的内容、進捗状況については、これらが緊急事態における我が国及び米国の対応ぶりにかかわるものでございますから、事柄の性格上お答えを差し控えたいと思います。

○笠井委員

別な方法だけでも言えないというわけですよ。

では、五条入港、つまり米軍の休養、補給などの米軍の運用上の理由によるものとして入港した民間港の経験を、結果として蓄積をして、その港湾の詳細な調査に生かすということはあるんですか。

◆西宮政府参考人

米軍の運用の詳細について、我々、知る立場でございませぬけれども、あくまでも、こうした日米安保条約の目的達成のために、安全保障環境を踏まえて艦船の運用を行っている。その一環としての寄港であり、友好親善、補給、休養その他の目的で入港しているということでございます。

○笠井委員

では、そうやって入ったときの経験、あるいはこの港はこういう状況だということについては、その検討作業の中で、詳細な調査の中では生かさないとはいきり言えますか。

◆西宮政府参考人

繰り返しで恐縮でございますけれども、計画検討作業につきましては、緊急事態における対応ぶりにかかわるものでございますから、その作業内容につきましては、事柄の性質上お答えを差し控えさせていただきます。

○笠井委員

かつて、一九九七年九月に、参議院の決算委員会で我が党の緒方議員がアメリカ海軍の公式文書を取り上げたことがあります。この中では、米軍艦船が友好親善の名目で入港した民間港湾について、船長

へのアンケートということで十八ページに及ぶ五百項目の調査項目を挙げています。

港湾の位置と状態、灯台の位置、水先案内人の調達方法、英語の能力、ドック、栈橋、停泊場所の良否、水深、燃料の調達方法、修理施設、能力、こういうことも含めていっぱいある。さらには、クラブ、バー、レストラン、ホテルの状態と値段、そして、非合法薬物の有無、買春等、そして、しかも現地での寄港反対運動の状況などまで、こういう項目があって、それを出港までに書き終えるように義務づけて、寄港のためにいつでも使用可能となるように最新のものに更新することが艦長の任務とされていたわけでありませう。

当時、この問題を追及したら、政府は、官房長官が答弁して、こういうことを調べることは問題ないというふうに言われました。米軍の調査活動を容認する態度をとったということでありませう。

麻生大臣、今のやりとりを聞いていらっしゃると思うんですが、安保の目的達成だ、地位協定に基づく運用という名目でこうやって次から次へと米軍艦船が日本各地の民間港に入って行って、結果としていろいろなことを調べたり経験する、その蓄積を港湾の詳細な調査に生かしていくということは否定しないわけですね。

日本国内には百二十の開港があって、それ以外にも都道府県管理が六百六あります。その中で、米軍にとって使い勝手のいいところは、いろいろな名目で入っていきながら、結局歯どめなくいつでも寄港できるということになってしまうんじゃないでしょうか。大臣、いかがですか。

◆麻生国務大臣

まず、大前提として、日米安全保障条約に基づいて米軍艦船は港に入れるというのがまず第一。

それから、有事法制に基づいて、現実問題として、私どもは国民保護法制等々いろいろなものを成立させていただきまされたものですから、それに基づいて、一たん緩急あった場合にはどうやって対応するかというのをいろいろ具体的に詰めていかれるようになった。

その中の一つとして、いざというときに、朝鮮半島等々でいろいろあったときに、どのような港には艦船、船底、喫水が何メートル、この港だったら六メートル、こっちだったら三・何メートル、みんな地域によってきちんと、実際、もらった地図と今はかったところの違い等々は、きちんと対応しておかない限りはいざというときに役に立たないというのは当然ですから、日米安全保障条約に基づいて日本を守る立場の義務を負っているアメリカとして、それを有効活用するためにはきちんと調べるといふことに何の不都合もないと存じます。

○笠井委員

安保のためには不都合がないと言われますが、米軍再編でも議論しましたけれども、結局、そうやって世界各地に出かけていくというところに日本が使われるという問題であります。そして、安保がある、地位協定五条があるということで、結局アメリカ任せの言いなりの仕組みになっている、この問題でも。そういう中でやはり外務省は、適切な運用だからという形で、沖縄にも各地にもアメリカの説明をそういう形で説得する。これはちょっと待てよという話をアメリカに言うことはないわけですね。

しかも、最後に一言で申し上げますが、私は一九九九年に参議院の質疑で港湾法に触れて言ったことがあります。もともと港湾法ができたのは、占領下で軍港化されていたものを返還して民間に戻そう、やはり港湾管理を民主化するということで、そういう流れの中でやったという立法趣旨は明確であります。そういう中で、今また米軍艦船の民間港への入港を拡大することになりますと、戦後レジームからの脱却かもし